

コネクティッドホーム アライアンス 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本アライアンスの名称は「コネクティッドホーム アライアンス（英語名：Connected Home Alliance）※以下、アライアンス」とする。

(目的)

第2条 各種業界の垣根を越え、ユーザー視点・ジャパंकオリティで革新的な暮らしのIoTを実現・普及させることを目的とする。

(事業)

第3条 アライアンスは前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 産官学が一体となった技術研究・サービス開発
- (2) コネクティッドホーム技術・トレンドの情報共有
- (3) コネクティッドホームの認知の拡大、及び普及の促進
- (4) 業種間の垣根を越えた新しい事業の創出
- (5) 前各号の他、アライアンスの目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 アライアンスの目的及び事業に賛同する企業又は団体を会員とする。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を経て会員になることができる。

(会費)

第6条 会員は、アライアンスの運営及び事業の実施に擁する経費を負担するため、総会にて定める規定に基づき、会費を支払わなければならない。

(退会)

第7条 会員は、会員の意思により退会しようとするときは、退会しようとする日の30日前までに事務局に書面にて通知を行わなければならない。

2 会員が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。但し、会員が吸収合併又は会社分割等により消滅する場合は、会員から事務局に書面による退会の届け出がない限り、当該会員の権利及び義務は新法人に継承されるものとする。

(除名)

第8条 本規約を遵守しないとき又はアライアンスの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の理事総数の4分の3以上の承認を得て、該当する会員を除名することができる。

- 1 督促にも関わらず会費を2か月以上にわたって納入しないとき。
- 2 法人等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 アライアンスに次の各号の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名又は2名
- (5) 企画運営委員長 1名

(選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員の内から選出する。但し、会員以外の者が理事又は監事となる必要がある場合は、理事会の理事総数の4分の3以上の承認を得て選任できる。

- 2 理事長、副理事長及び企画運営委員長は理事会においてこれを互選する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

4 理事及び監事から交代の旨届け出があった場合、理事会の承認を得て、当該会員から後任の理事又は監事を選任することができる。この場合、承認を得た理事会開催後の最初の総会において承認を得るものとする。

(理事長、副理事長、理事、監事及び企画運営委員長)

第11条 理事長は、アライアンスを代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在時において、その会務を代行する。

3 理事は理事会を組織し、会務を執行する。

4 監事は監査の職務を行う。

5 企画運営委員長は企画運営委員会・事務局・研究会を総括する。

(任期)

第12条 役員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第13条 役員はいずれも無報酬とする。

第4章 組織

(総会)

第14条 アライアンスは、総会、理事会、企画運営委員会、研究会及び事務局で構成するものとし、アライアンスの最高機関として、総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成し、年一回開催する。但し、理事会が必要と認めたととき、又は会員総数の3分の1以上の会員から開催の要望があったとき、臨時総会を開催するものとする。

3 総会は、アライアンスの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。

4 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。

5 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会の議長は、理事長がこれを務める。

(理事会)

第15条 理事会は理事長が必要と認めたとときに開催する。但し、理事総数の3分の1以上の理事から開催の要望があった場合にも開催される。

(企画・運営委員会)

第16条 アライアンスは、第2条の目的を達成するための活動を円滑に行うため、企画運営委員会を設置する。

（研究会）

第17条 理事会が必要と認めたととき、アライアンスにテーマごとの研究会を設置することができる。また、会員は理事会に対し、新たな研究会の設置を要望することができる。

（事務局）

第18条 アライアンスの庶務は、理事会にて認めた委託先が行う。また、会計は委託先が行う。

（アドバイザリーボード）

第19条 アライアンスの有意義な活動のために、アドバイザリーボードを設置することができる。

第5章 その他

（秘密保持）

第20条 本規約において「秘密情報」とは、秘密である旨を明確にしたうえで会員が他の会員に開示した書面その他の有体物、電磁的方法及び口頭による情報をいう。

2 会員は、受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって適切に管理し、第三者に開示してはならない。また、会員は、秘密情報を第2条の目的のみに使用するものとし、当該目的以外に使用してはならない。

（公表）

第21条 会員は、アライアンスでの活動内容、成果等を第三者に開示、公表する場合には、事前に理事会の承認を得なければならない。

（解散）

第22条 アライアンスの解散は、総会において、出席者（代理出席、委任状を含む。）の3分の2以上の賛成を得ることで行うことができる。

（補則）

第23条 本規約の施行に必要な細則等は、理事会において別に定めることができる。

付則 本規約は、2017年9月14日より施行する。

〔参考〕

組織図

